

2020年3月5日

保護者・生徒のみなさんへ

甲南女子中学・高等学校  
校長 岡田 明

## 臨時休校に伴う教育課程関連事項について

本校は現在、政府、県からの要請により臨時休校（3月15日まで）の措置をとっています。これに伴って生じる教育課程関連事項について、本校は2月28日付で文部科学省初等中等教育局教育課程課が公表した情報に沿って対応していますのでお知らせいたします。

1. 臨時休校のため、今年度実施予定の授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはしない。

※本校では3月2～4日の3日間の授業が休業になりました。したがって、考査を除く授業時数については、講座によって最大3時間下回るものもありますが、全く影響を受けていない講座もあります。

※生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、未指導部分の内容を次年度の授業で扱うなどの配慮をします。

2. 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、生徒の平素の成績を評価して総合的に判断する。

※臨時休校期間中に考査あるいは実技テストなどが予定されていた講座は、1、2学期の学習成果に3学期の学習状況を加味して評価します。その他の講座は通常通りの評価を行います。また、年間を総合的に判断するため、今年度については3学期のみの講座成績表は発行しません。

3. 各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、その進級、進学等に不利益が生じないよう弾力的に対処する。

4. 指導要録の「出欠の記録」において、臨時休校期間は授業日数には含まないものとして記録する。（学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置）

以上